



資料 1 - 1

国河計調第 66 号

平成 18 年 2 月 8 日

社会資本整備審議会 会長

森下 洋一 殿

国土交通大臣

北側 一雄

北上川系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



国河計調第67号

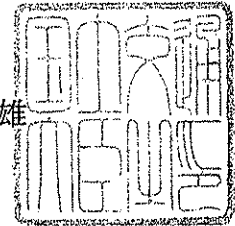
平成18年2月8日

社会資本整備審議会 会長

森下 洋一 殿

国土交通大臣

北側 一雄



雲出川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

国社整審第20号

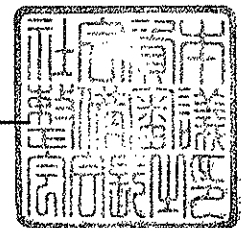
平成18年2月13日

河川分科会

分科会長 西谷 剛 殿

社会資本整備審議会

会長 森下 洋



北上川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成18年2月8日付国河計調第66号により当審議会の意見を求められた「北上川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

国社整審第20号

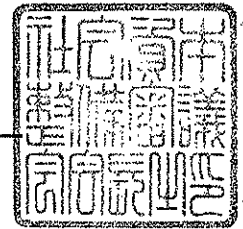
平成18年2月13日

河川分科会

分科会長 西谷 剛 殿

社会資本整備審議会

会長 森下 洋



雲出川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成18年2月8日付国河計調第67号により当審議会の意見を求められた「雲出川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。